

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 小 樋 誠 二

第69回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|-------|-------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月25日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| | 報告事項 | 第69期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| | 決議事項 | |
| | 第1号議案 | 取締役1名選任の件 |
| | 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| | 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

※ 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

事業のご報告に先立ちまして、2018年11月9日に公表いたしました「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特定顧客との間で実体を伴わない取引をしていたことが判明し、2014年3月期第3四半期から2019年3月期第1四半期までの決算の一部訂正を行ったことにより、株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は同委員会の指摘事項を踏まえ、2019年1月17日に「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」に記載の再発防止対策の検討・実施・モニタリングを行う社長直轄の再発防止対策会議を同日に設置し、以降、再発防止対策に鋭意努めております。

当事業年度(2018年4月1日～2019年3月31日)におけるわが国経済は、好調な企業業績や雇用・所得環境の改善により、概ね緩やかな拡大基調で推移しましたが、当事業年度後半に入り中国向け輸出企業を中心に影響が出てきております。

海外においても、米国経済は好調に推移し、欧州経済や新興国経済も概ね回復基調で推移していましたが、事業年度後半以降、長引く米中貿易摩擦による中国経済の減速が鮮明となり、欧州経済においても英国EU離脱交渉の難航、米国金利上昇による新興国経済への影響等、世界経済の下振れリスクが一層強まっております。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力しました。

当社の業績に大きな影響がある主要材料価格は、前年平均に比べAPT(タングステン材料)は10%上昇、MoO₃(モリブデン材料)は27%上昇、特にイリジウムは46%上昇と高値で推移しました。

売上高は、電子レンジ用部品販売が通期を通して低迷しましたが、自動車用部品において販売量の増加及び市況価格連動に伴う販売価格の上昇、合金及び電気・電子部品等の販売が堅調に推移した結果、前年比13.4%増の4,157百万円(前期 3,665百万円)となりました。

損益面は、材料市況価格上昇の販売価格への転嫁や原価低減活動に注力しましたが、電子レンジ部門の受注減に対する固定費の削減が伴わず、営業利益144百万円（前期 162百万円）、経常利益は160百万円（前期 221百万円）にとどまり、当期純利益は、課徴金を含む決算訂正関連費用30百万円や老朽工場建屋等の固定資産除却損22百万円により、74百万円（前期 184百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品の売上高は、電子レンジ用部品販売の低迷により1,588百万円（前期 1,678百万円）と5.4%の減収となりました。

合金及び電気・電子部品の売上高は、ヒートシンクや合金の販売増により658百万円（前期 594百万円）と10.8%の増収となりました。

その他製品は、自動車用部品において販売量の増加や材料市況価格上昇に伴う販売価格の上昇により、売上高は1,433百万円（前期 960百万円）と49.2%の増収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は3,680百万円（前期 3,233百万円）と13.8%の増収となりましたが、電子レンジ部門の低迷により営業利益は159百万円（前期 192百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、鉋山土木用工具の販売が工期の遅れにより低迷しておりましたが、10月以降、状況が好転し、売上高は477百万円（前期 431百万円）と10.5%の増収となりました。材料市況価格の上昇を販売価格への転嫁に努めましたが、計画を下回り、営業損失15百万円（前期 営業損失29百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は255百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金及び借入金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 66 期 (2016年 3 月期) | 第 67 期 (2017年 3 月期) | 第 68 期 (2018年 3 月期) | 第69期(当事業年度) (2019年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 3,290,227 | 3,315,736 | 3,665,244 | 4,157,388 |
| 経 常 利 益 (千円) (△は損失) | △2,551 | 39,683 | 221,085 | 160,275 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 5,482 | 59,578 | 184,244 | 74,305 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 0.24 | 2.57 | 79.44 | 32.04 |
| 総 資 産 (千円) | 4,054,527 | 4,332,804 | 4,818,153 | 5,006,249 |
| 純 資 産 (千円) | 1,848,378 | 2,002,283 | 2,310,727 | 2,291,894 |
| 1株当たり純資産 (円) | 79.68 | 86.32 | 996.39 | 988.33 |

- (注) 1. 第66期から第68期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
4. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式を10株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

- 2018年11月に特別調査委員会の調査により判明いたしました、資金循環取引により過年度の決算訂正を行う事態となり、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や取引先様等のステークホルダーの皆様の信頼を大きく低下させる結果となりました。
当社は、問題の再発を防止し、信頼回復することを経営の最優先課題と位置づけ、2019年1月17日に東京証券取引所に提出し、公表いたしました「改善報告書」に基づき、再発防止対策会議の下、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化を中心とする再発防止対策を講じ、運用を開始いたしました。今後につきましても再発防止体制を継続し、更なる改善に向けた活動を推進してまいります。
- 当社が製造している製品群の中で、特にタングステン・モリブデン製品においてはニッチな市場になっておりますが、国内において一貫生産を行う企業も数少なくなっており、このニッチな市場で安定基盤を作り、その基盤の上に新しい付加価値を持った製品の製造販売に取り組むことにより適正な利益を継続的に確保すべく、以下の重点政策に取り組んでまいります。

- ①高品質・安定供給を追及し、顧客の要求にこたえる
 - ・守るべき技術をひたむきに伝承するとともに、必要に応じて、設備、建屋の更新を行う。
 - ・海外顧客には積極的に対応し、拡販できる体制を作る。
 - ・製造技術、管理技術により、顧客迷惑度ゼロの品質を目指す。
- ②製造販売体制の機能を強化する
 - ・営業は、必要な製品等の情報を入手し、購買、製造の司令塔となる。
 - ・購買は、グローバルな最適調達を行う。
 - ・製造は、半自動化を含めた自動化などで、工程の省人化を目指す。
- ③新規製品の開発・販売を強化する
 - ・国内生産を重要視する顧客を新規開拓する。
 - ・産学連携での開発テーマを推進するための要員を強化し、特許の取得済み製品なども含め、開発製品の顧客を開拓する。
- ④企業価値を高める
 - ・ガバナンスの強化及び内部統制の強化を行う。
 - ・安全、安心な職場づくりを行うとともに、人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現を目指す。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タングステン・モリブデン部門 | 蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服 |
| 合金及び電気・電子部品部門 | 銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン接点、タングステン重合金製品 |
| 超硬合金部門 | 削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品 |
| その他の部門 | 各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、他 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

| | | |
|-----|-------|---------|
| 営業所 | 本社 | 大阪市中央区 |
| | 東京支店 | 東京都港区 |
| 工場 | 門司工場 | 北九州市門司区 |
| | 寝屋川工場 | 大阪府寝屋川市 |

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

| 使用人数 (前事業年度末比) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------------|-------|--------|
| 135名 (1名増) | 39.5才 | 17.3年 |

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は139名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------------|---------|
| | 千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 485,000 |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行 | 443,140 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 312,405 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 50,000 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 20,000 |

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,338,001株
 (3) 事業年度末の株主数 2,517名
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------|---------|---------|
| | 株 | % |
| 太 陽 鋳 工 株 式 会 社 | 714,625 | 30.82 |
| 双 日 株 式 会 社 | 126,800 | 5.47 |
| 共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社 | 78,570 | 3.39 |
| 株 式 会 社 川 嶋 | 73,000 | 3.15 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 66,394 | 2.86 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 54,951 | 2.37 |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 48,252 | 2.08 |
| 東 邦 金 属 協 力 会 社 持 株 会 | 37,409 | 1.61 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 33,200 | 1.43 |
| 株 式 会 社 ニ チ リ ン | 28,800 | 1.24 |

(注) 持株比率は自己株式 (19,033株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--------------------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 小 樋 誠 二 | | 太陽鉦工株式会社代表取締役社長 日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 藤 原 一 信 | 営業・購買部門担当 | |
| 常 務 取 締 役 | 法 福 英 志 | 管理部門担当 | |
| 取 締 役 | 森 本 幾 雄 | 総務部長 | |
| 取 締 役 | 岩 隈 和 夫 | 門司工場長 | |
| 取 締 役 | 渡 部 聡 | 超硬部長兼技術開発部長兼寝屋川工場長 | |
| 取 締 役 | 鈴 木 一 史 | | |
| 常 勤 監 査 役 | 山 下 泰 之 | | |
| 監 査 役 | 飯 島 宗 文 | | |
| 監 査 役 | 深 瀬 真 一 | | |

- (注) 1. 取締役 鈴木一史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 三喜田浩氏は2018年12月13日をもって取締役を辞任により退任いたしました。
 4. 当社は、監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人数 (名) | 報 酬 等 の 額 (千円) |
|-------|----------|----------------|
| 取 締 役 | 8 | 81,072 |
| 監 査 役 | 3 | 15,666 |
| 合 計 | 11 | 96,738 |

- (注) 1. 上記報酬等の額には社外取締役及び社外監査役に支払った報酬等の額を含めております。
 2. 上記には2018年12月13日をもって辞任により退任した取締役1名を含めております。
 3. 上記報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16,250千円(取締役14,150千円、監査役2,100千円)を含めております。
 4. 上記報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与27,300千円は含まれておりません。
 5. 1985年6月28日定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額7,000千円以内(但し、使用人給与は含まない)、監査役の報酬限度額を月額2,000千円以内と定めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、山下泰之氏、飯島宗文氏及び深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鉱工株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の発行済株式の30.82%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鉱工株式会社の代表取締役会長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木一史 | 海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しております。 |
| 監査役 | 飯島宗文 | 当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。 |
| 監査役 | 深瀬真一 | 当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。 |

④ 社外役員の報酬等の総額

| | 支給人数(名) | 報酬等の額(千円) |
|--------------|---------|-----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 3 | 9,450 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 23,250千円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬の金額には、当社の過年度決算の訂正に係る監査証明業務に対する報酬7,250千円が含まれております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,250千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度における監査計画について、計画の内容、監査日数及び時間、並びに過年度の監査計画と実績の検証と評価をし、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、2006年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役会は当事業年度14回開催し、決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って活発な議論のもと審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、取締役会の実効性の向上に資するよう各役員にアンケートを実施し、改善に努めております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を当事業年度4回開催するとともに、外部講師を招いた役員向け、社内講師による全従業員向けのコンプライアンス講習を階層別実施し、法令違反・不正行為等の予防、早期発見に努めております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部並びに会計監査人との間の情報交換等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。また、内部監査体制の強化を目的に内部監査室の増員を実施しております。

品質保証部は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

なお、当事業年度において特定顧客との間で実体を伴わない取引をしていたことが判明し、特別調査委員会の指摘事項を踏まえ、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化を中心とする再発防止対策の実施を最優先課題として全社一丸となり取り組んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、比率、「使用人の状況」の平均年齢、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 資 産 | の 部 | 負 債 | の 部 |
| 流動資産 | 3,028,630 | 流動負債 | 1,693,353 |
| 現金及び預金 | 332,316 | 支払手形 | 23,598 |
| 受取手形 | 256,501 | 買掛金 | 202,971 |
| 電子記録債権 | 155,103 | 電子記録債務 | 326,267 |
| 売掛金 | 968,389 | 短期借入金 | 450,000 |
| 商品及び製品 | 68,092 | 1年内返済予定の長期借入金 | 320,545 |
| 仕掛品 | 792,465 | リース債務 | 13,575 |
| 原材料及び貯蔵品 | 439,857 | 未払金 | 198,081 |
| 前払費用 | 28,889 | 未払法人税等 | 26,503 |
| その他 | 3,174 | 未払費用 | 20,208 |
| 貸倒引当金 | △16,161 | 前受り金 | 2,436 |
| | | 預り金 | 10,880 |
| | | 賞与引当金 | 68,066 |
| | | 営業外電子記録債務 | 30,216 |
| 固定資産 | 1,977,618 | 固定負債 | 1,021,002 |
| 有形固定資産 | 1,295,567 | 長期借入金 | 540,000 |
| 建物 | 166,516 | リース債務 | 18,260 |
| 構築物 | 11,803 | 繰延税金負債 | 101,896 |
| 機械及び装置 | 235,970 | 退職給付引当金 | 245,820 |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 47,917 | 役員退職慰労引当金 | 100,615 |
| 土地 | 782,785 | 環境対策引当金 | 1,002 |
| リース資産 | 29,613 | 資産除去債務 | 8,907 |
| 建設仮勘定 | 20,961 | その他 | 4,500 |
| 無形固定資産 | 18,600 | 負債合計 | 2,714,355 |
| ソフトウェア | 12,951 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 1,564 | 株主資本 | 1,984,009 |
| 電話加入権 | 4,084 | 資本金 | 2,531,828 |
| 投資その他の資産 | 663,450 | 資本剰余金 | 237,794 |
| 投資有価証券 | 570,733 | その他資本剰余金 | 237,794 |
| 関係会社株式 | 16,435 | 利益剰余金 | △758,138 |
| その他 | 88,713 | その他利益剰余金 | △758,138 |
| 貸倒引当金 | △12,432 | 繰越利益剰余金 | △758,138 |
| 資産合計 | 5,006,249 | 自己株式 | △27,474 |
| | | 評価・換算差額等 | 307,884 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 307,884 |
| | | 純資産合計 | 2,291,894 |
| | | 負債及び純資産合計 | 5,006,249 |

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 4,157,388 |
| 売 上 原 価 | | 3,470,405 |
| 売 上 総 利 益 | | 686,983 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 542,603 |
| 営 業 利 益 | | 144,380 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 19,444 | |
| 受 取 保 険 金 | 4,793 | |
| そ の 他 | 7,504 | 31,743 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 12,483 | |
| そ の 他 | 3,364 | 15,848 |
| 経 常 利 益 | | 160,275 |
| 特 別 損 失 | | |
| 決 算 訂 正 関 連 費 用 | 30,006 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 22,440 | 52,447 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 107,827 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 33,522 | 33,522 |
| 当 期 純 利 益 | | 74,305 |

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 2018年4月1日残高 | 2,531,828 | 237,794 | 237,794 | △840,691 | △840,691 | △27,337 | 1,901,593 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | | | 8,247 | 8,247 | | 8,247 |
| 誤謬の訂正を反映した当期首残高 | 2,531,828 | 237,794 | 237,794 | △832,444 | △832,444 | △27,337 | 1,909,840 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 74,305 | 74,305 | | 74,305 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △137 | △137 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | 74,305 | 74,305 | △137 | 74,168 |
| 2019年3月31日残高 | 2,531,828 | 237,794 | 237,794 | △758,138 | △758,138 | △27,474 | 1,984,009 |

| 項目 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他有 価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 2018年4月1日残高 | 400,886 | 400,886 | 2,302,479 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | | 8,247 |
| 誤謬の訂正を反映した当期首残高 | 400,886 | 400,886 | 2,310,727 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 74,305 |
| 自己株式の取得 | | | △137 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | △93,001 | △93,001 | △93,001 |
| 事業年度中の変動額合計 | △93,001 | △93,001 | △18,832 |
| 2019年3月31日残高 | 307,884 | 307,884 | 2,291,894 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の繰越利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、特別調査委員会の調査の結果、不適切な取引が判明し過年度の決算の一部訂正が行われております。当社が東京証券取引所へ提出した改善報告書に基づく再発防止策の実施状況を、監査役会は引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

東邦金属株式会社 監査役会
常勤監査役 山下 泰之 ㊟
社外監査役 飯島 宗文 ㊟
社外監査役 深瀬 真一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いい じま むね ふみ 飯島宗文 1945年7月20日生 | 1993年3月 共栄火災海上保険相互会社東北第一支店長 1997年3月 同社営業推進部長 1999年6月 同社取締役関西圏総合開発部長 2000年6月 同社上席執行役員関西圏総合開発部長 2001年4月 同社上席執行役員 2001年6月 同社常務取締役 2003年6月 共栄火災海上保険株式会社常務取締役 2004年6月 共栄火災しんらい生命保険株式会社（現フコクしんらい生命保険株式会社）監査役 2007年6月 当社監査役 現在に至る | 0株 |
| (社外取締役候補者とした理由について) 飯島宗文氏は、他業種の経営者及び監査役として培った高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯島宗文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 飯島宗文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 飯島宗文氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって12年であります。
5. 責任限定契約について
 当社は社外取締役候補者飯島宗文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役飯島宗文、深瀬真一の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 | ふか せ しん いち 深瀬真一 1956年2月28日生 | 2000年9月 日本精化株式会社入社 2005年6月 同社経理部長 2011年6月 同社執行役員管理本部副部長兼経理部長 2013年6月 同社取締役執行役員管理部長兼経理部長 2014年6月 当社監査役 現在に至る 2018年4月 日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長 | 0株 |
| (社外監査役候補者とした理由について) 深瀬真一氏は、他業種の経営者として培った高い見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は5年であります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2 | <p data-bbox="221 252 415 299">くろ いわ まつ ひこ 黒 岩 松 彦</p> <p data-bbox="238 316 398 336">1959年3月6日生</p> | <p data-bbox="443 203 904 252">1982年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社</p> <p data-bbox="443 262 856 281">2010年4月 同社関西投資銀行第2部担当部長</p> <p data-bbox="443 290 904 340">2013年5月 同社企業推進第1部関西企業推進室ヴァイスプレジデント</p> <p data-bbox="443 349 904 399">2019年4月 大丸エナウイン株式会社嘱託 現在に至る</p> | 0株 |
| <p data-bbox="229 415 582 434">(社外監査役候補者とした理由について)</p> <p data-bbox="238 444 1052 513">黒岩松彦氏は、証券会社で培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 深瀬真一及び黒岩松彦の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 深瀬真一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。黒岩松彦氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 責任限定契約について
 当社は監査役候補者深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。
 当社は監査役候補者黒岩松彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>木村敏文 1952年12月9日生</p> | <p>1975年4月 太陽鉦工株式会社入社 2001年7月 同社経理部部长 2006年5月 陽和興産株式会社監査役 2006年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 2006年7月 太陽鉦工株式会社営業部大阪支店支店長 2007年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 2013年4月 同社取締役福井工場長 2013年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 2015年6月 太陽鉦工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鉦工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役</p> | <p>0株</p> |
| <p>(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鉦工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。</p> | | |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鉦工株式会社の監査役を兼務しております。また、過去5年間に、同社の取締役となったことがあります。
4. 責任限定契約について
当社は補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

監査役会の決定に基づき、当社の会計監査人について、本株主総会終結の時をもって任期満了となるEY新日本有限責任監査法人に代えて、新たに監査法人和宏事務所の選任をお願いするものであります。

1. 新たな会計監査人として監査法人和宏事務所を候補者とした理由

監査役会が監査法人和宏事務所を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模を踏まえ、同監査法人の独立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、新たな監査の視点で効果的な監査が実施できるものと判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 名 称 | 監査法人和宏事務所 |
| 主たる事務所所在地 | 東京都千代田区神田北乗物町7番地 KSビル |
| 沿 革 | 1979年2月 設立 |
| 概 要 | 統括代表社員 大嶋 豊 代表社員・社員 6名 監査関与会社数 14社（2019年3月31日現在） |

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

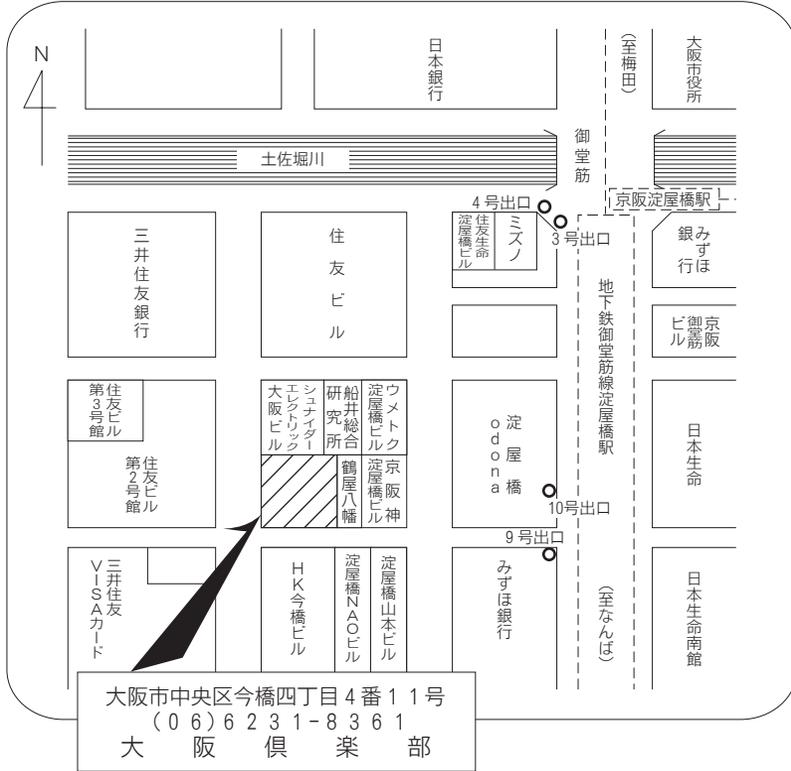
2018年12月13日をもって、取締役を辞任された三喜田浩氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|------------------|---------------------|
| みきた ひろし 三喜田 浩 | 2002年6月 当社取締役 |
| | 2008年6月 当社常務取締役 |
| | 2010年6月 当社代表取締役社長 |
| | 2018年6月 当社取締役相談役 |
| | 2018年12月 当社取締役相談役辞任 |

以 上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄(御堂筋線)及び京阪
 電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄(及び京阪電鉄)出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会
 会場へは公共の交通機関をご利用ください。